

第7回官民データ活用推進基本計画実行委員会
データ流通・活用ワーキンググループ
議事録

1. 日 時 平成31年4月11日(木) 13:00 ~ 15:05

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館 11階 共用第1特別会議室

3. 議 事

(1) 開会

(2) 論点整理(案) 「<視点1>円滑なデータ流通に向けた環境整備」について

- i. 「情報銀行」認定指針の見直しに向けた検討状況について(総務省)
- ii. 産業データ共有促進事業結果報告(経済産業省)
- iii. データ取引市場について(一般社団法人データ流通推進協議会)
- iv. 論点整理(案)について(事務局)
- v. 意見交換

(3) 論点整理(案) 「<視点2>個人が安心してデータを活用できる環境整備」について

- i. 受容されやすいデータの活用方法について(静岡大学 高口准教授)
- ii. PARMMIT/APPMの概要(株式会社KDDI総合研究所)
- iii. 論点整理(案)について(事務局)
- iv. 意見交換

(4) 閉会

4. 配付資料

- 【資料1-1】 「情報銀行」認定指針の見直しに向けた検討状況について(総務省)
- 【資料1-2】 産業データ共有促進事業結果報告(経済産業省)
- 【資料1-3】 データ取引市場について(一般社団法人データ流通推進協議会)
- 【資料1-4】 データ流通・活用ワーキンググループ論点整理(案)(事務局)
- 【資料2-1】 受容されやすいデータの活用方法について(静岡大学 高口准教授)
- 【資料2-2】 PARMMIT/APPMの概要(株式会社KDDI総合研究所)
- 【資料3】 (参考) 前回のWGにおける構成員からの主な意見について(事務局)

5. 出席者

【構成員(有識者)】

中央大学大学院 法務研究科 教授	安念主査
東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	宍戸構成員
東京大学 空間情報科学研究センター 教授	柴崎構成員
一般社団法人 新経済連盟 事務局長	関構成員
一般社団法人 日本経済団体連合会 専務理事	根本構成員
東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授	橋田構成員
桜坂法律事務所 弁護士	林構成員
東京大学 人工物工学研究センター 准教授	原構成員
一般財団法人 日本消費者協会 理事長	松岡構成員
独立行政法人 国立病院機構 東京医療センター 名誉院長	松本構成員
英知法律事務所 弁護士	森構成員
慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 准教授	矢作構成員

【構成員（オブザーバー）】

内閣府 科学技術・イノベーション担当	新田参事官
内閣府 知的財産戦略推進事務局	仁科参事官
個人情報保護委員会事務局	三原参事官
金融庁 総合政策局 総合政策課	本田課長補佐
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課	飯倉調査官
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	尾坂課長補佐
観光庁 観光戦略課	神村課長補佐

【関係機関（事業者等）】

一般社団法人 日本IT団体連盟 事務局	恩賀 一氏
一般社団法人 データ流通推進協議会 事務局	
代表理事 事務局長	真野 浩氏
株式会社KDDI総合研究所 フューチャーデザイン2部門	
	主席アナリスト 平林 立彦氏
静岡大学 学術院情報学領域 准教授	高口 鉄平氏

【事務局】

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	三輪政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	二宮副政府CIO

内閣官房	情報通信技術（IT）総合戦略室	玉田次長
内閣官房	情報通信技術（IT）総合戦略室	矢作次長
内閣官房	情報通信技術（IT）総合戦略室	吉田参事官
内閣官房	情報通信技術（IT）総合戦略室	山田参事官
内閣官房	情報通信技術（IT）総合戦略室	高田企画官

6. 議事要旨

○安念主査 それでは、ただいまから「官民データ活用推進基本計画実行委員会 データ流通・活用ワーキンググループ」を開催いたします。

皆様には、御多用の中、お集まりをいただき、ありがとうございました。

本日は、大橋先生、新保先生は御欠席との御連絡をいただいております。

プレスの方はいらっしやいませんね。

それでは、議事に入る前に、事務局から本日の出席者などについて御説明をお願いいたします。

○吉田参事官 事務局のIT室、吉田でございます。きょうもよろしく申し上げます。

本日は、前回の会合で提示して御議論いただきました、取りまとめに向けた論点案を、さらにブラッシュアップした内容を用意させていただきましたので、これをもとに御議論いただく予定で考えています。

また、取りまとめに向けた最後のインプットになりますので、昨年度の政府の取組状況を総務省、経産省から御報告いただきます。また、一般社団法人データ流通推進協議会(DTA)の真野様、株式会社KDDI総研の平林様、静岡大学の高口様からも取りまとめに向けたインプットをお願いしております。

タブレット操作に関しましては、これまでと同様ですので、もし御不明な点ございましたら、手を挙げていただければ、係の者が参ります。

また、資料をめくっていただきまして、一番最後に前回の会議での皆様からの御意見についてまとめたものがございます。論点の順番に関しては前回と変えておりませんので、適宜、この資料を御参照いただいた上で、きょうの議論に御発言いただければと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、議事を進めます。

今回は、前回会議で御議論いただきました論点整理（案）をさらに深掘りするため、視点1と視点2に分けて資料説明と意見交換を行いたいと存じます。

まずは、視点1「円滑なデータ流通に向けた環境整備」についてです。

総務省から、「「情報銀行」認定指針の見直しに向けた検討状況について」、御説明を

お願いいたします。

○吉田参事官 その前に済みません。前回の御議論いただいた、この紙、皆様のテーブルの上にも置かれていると思いますけれども、論点の整理で掲げさせていただきました、この図のここに視点1、視点2というものがございまして、まずは視点1の「円滑なデータ流通に向けた環境整備」ということで、インプットと御議論をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○飯倉調査官 総務省、飯倉です。

こちらのほうからは、情報銀行の認定指針を昨年出させていただきましたが、その後の見直しの検討に向けた動き、そのあたりについて御説明させていただきます。

<資料1-1：1ページ>

初めに、こんなことをやっていますという概略ですが、資料1-1の1ページ目です。

一昨年11月から検討した結果、本年6月と書いていますけれども、昨年6月に指針のバージョン1.0を公表したところ。その後、IT団体連盟さんのほうでも認定の活動もされて、総務省の実証もあり、それ以外にもいろいろな企業において事業化の動きも進んでおります。そういうところで、検討会をことしの1月から再開いたしまして、もう既に5回やっておるのですが、指針の見直しに向けた検討をしております、その状況を説明させていただきます。

その検討会の進め方ですけれども、まず、関係者の方々からいろいろプレゼンいただきまして、その中で、認定指針の見直しに係る論点を抽出するというやり方をとっています。その中で、指針の見直しに反映する部分と、それ以外、今後のあり方的なところを参考的に取りまとめる部分に分けて、成果物として出していこうと思っております。現時点で言いますと、論点整理がまあまあ進んでいるところで、そういったものを踏まえて、これから後、恐らく2回ぐらいで見直しができるのかなというところかなと思います。

<資料1-1：2ページ>

次のページはメンバーでして、当省に加えて、当省の検討会にオブザーバーで参加いただいた方もすべからくメンバーに入っていましたので、さらにパワーアップした議論になっておりますという状況です。

<資料1-1：3ページ>

次が論点整理を一覧にしたものです。全体の論点整理をしておるのですが、①から⑬にあるように、結構多岐にわたる論点が出てきております。これを全て説明すると時間が足りませんので、この中で一部、後の資料で説明いたします。

そこに入っていないものとして言うておかななくてはというのは、この資料の⑬の認定の対象外とする個人情報というところ。現在の指針は、要配慮個人情報（医療情報）を含む個人情報は認定の対象外というところですが、こちらにつきましては、別途

検討会を親会の下にワーキングを設けて議論したのですが、両論ありまして、残念ながら継続検討。もちろん、ビジネスとしてやる分には問題ないのですが、認定の対象とすることについては、継続検討という結論になっております。

<資料1-1：4-5ページ>

そして、幾つか御紹介しますが、まず1つ目が情報銀行の定義であります。情報銀行の定義は、現時点だと、この内閣官房さんの前身の検討会における定義は、5ページの左下にありますが、情報銀行のイメージとともに、「個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者に提供する事業」という定義がされております。

他方で、これについては、この検討会の前身の検討会で、この定義をした部分については、PDSですとかデータ取引市場との違いを強調する感じでこういった書き方をしているのですが、ここだけ取り出して使ってしまうと、そもそもの情報銀行の目的といえますか、個人起点のサービスであることが少し抜けているような資料になってしまっていて、我々もこれだけを定義として使うと使いづらいところがあって、実際に総務省の検討の中でも、この右側にあります認定の対象というところですが、必ずしも包括同意だけじゃなくて、個別同意についても認定の対象としているという整理もありましたので、そういったことも踏まえて定義を少し見直しましょうということで考えております。

実際に、4ページの下の方に精査中とありますが、例えば目的として、実効的な本人関与を高めて、パーソナルデータの流通・活用を促進するという目的の下、本人が同意した一定の範囲において、本人が、信頼できる主体に第三者提供を委任するというものとした上で、機能の説明についてと、本人の同意のプロセスを少し詳しく書いた定義でやってはどうかという方向で現在考えております。

<資料1-1：6ページ>

続きまして、②の論点ですけれども、情報銀行の事業形態としまして、いろいろな事業形態があるので、そういった形態を少し整理したほうがいいのではないかという御意見がありました。ですので、さっきの定義の機能のところ、情報銀行の一番上の保管・管理サービスというところと、個人情報の第三者提供サービスというところがマストだと思いますけれども、それ以外に個人情報をもとにしたデータ加工・分析サービスですとか本人確認といったサービスが追加的・付随的にあり得るという分類を図示したものがこのページになります。

<資料1-1：7ページ>

次が論点の⑤ですけれども、こちらは個人情報の価格です。このページの真ん中に絵が2つありますけれども、左側が同じ個人の情報を相手先によって価格を違えていいのかという問題と、右側が、異なる個人の情報を違う価格で取引していいのかという課題を書いております。こういったことは、検討会の構成員の皆さんも、自由に設定することでいいのだらうけれども、ちゃんと議論しておきましょうねという方向で議論しております。

⑥が、情報銀行を、個人がちゃんと選択できるような情報公開といったものをしっかりとしましようということで、乗りかえが容易にできるという意味で、情報銀行のほうの機能なりメリットといったものをわかりやすく説明したほうがいいのではないかという御意見がございまして、そういったことを少し認定指針のほうに追加できればいいなという方向で議論しております。

<資料1-1：8ページ>

次が情報銀行間の連携です。現在の指針だと、情報銀行から先の個人情報の第三者提供はワンホップしかだめで、再提供を禁止しています。ですけれども、情報銀行同士が連携するようになると、この絵にありますように、情報銀行Aから情報銀行Bに行くと、そこでワンホップ使ってしまうので、その次の提供ができないと不便だろうということで、こういう情報銀行間だとか、ほかに信頼できるような別のBに当たるところにこの主体が来れば、そういったところの再提供の禁止を緩めてもいいのではないかといった議論をしております。

⑨は、情報銀行とデータ取引市場の連携であります。これも、情報銀行からですと情報の提供先ですとか、データ取引市場からすると市場への参加のときの審査、こういったところでそれぞれ審査があるわけですが、お互い別に審査を受けたものが、それぞれの立場になるというときに、審査の補完ができるのではないかということを議論しております。

<資料1-1：9ページ>

次が論点⑩ですが、信用スコアの取り扱いです。情報銀行がすべからく信用スコアのサービスをするわけではないのですけれども、この左側に信用スコアを取り扱う場合のパターンと書いてあります。恐らく、この下のパターン、信用スコアの元となるデータを個人から提供を受けて、情報銀行が信用スコアを第三者に提供することはあり得るのかなと思っております。そういったときに信用スコアがこれからどう発展するかはなかなかわからないところではあるのですけれども、中国のような利活用を見ると、一定のルールがあったほうがいいのではないかという方向で議論しています。

特に、指針に反映するかどうかということも含めて、まだ決めてはいないわけですが、何らかのルールが要るのではないかということで、今ですと、①から⑥に挙げていますが、同意取得ですとか利活用先、あと信用スコアの基礎データにどんな情報を使っているのか、説明責任・透明性という観点で何かルールが要るのかどうかといった議論をしております。

以上が現在の論点整理の状況であります。

<資料1-1：10ページ>

最後に、昨年度の総務省の予算事業として、5件ほど情報銀行のユースケースの実証を行っていただいております。これも以前、御説明というか、御紹介させていただいたとおりですが、この5件、実施していただいております。

<資料1-1:11ページ>

その結果として、最後のページですが、こんなところを検証しておりますとか、課題として挙げておりますという紹介です。

例えば、一番上でいきますと、情報銀行からの提供先、小さなお店とかもありますので、そういったときのセキュリティとかをどこまで求めるかといった課題について挙げられております。

2つ目は、UIの工夫を各実証先においてやられてきたというお話がありました。

諮問体制と書いてありますけれども、これは指針の中に書いてあるデータ倫理審査会のことです。ここにおける審査について、実際実証を回してみると、何をもって審査するのか、考えが統一的でないところがあるので、そういったところをどうしていくのかという課題が挙げられております。

あと、情報銀行の共同運営と書いてありますけれども、複数企業で共同してやるというパターンがありますので、こういうときの認定の仕方も課題として挙げられております。

情報提供元との関係で、情報提供元の企業が競合企業にデータを渡したくないというときに、個人のコントローラビリティとの関係で、どちらを優先させるのかという課題もあるかなということも課題に挙げられております。

あとは、ビジネスモデルとして引き続き課題だという御意見もありました。

こんな感じで、実証を昨年については進めているところであります。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

先ほども申しましたように、本日、大体2時間いただいでいて、前半は視点1「円滑なデータ流通に向けた環境整備」についてプレゼンを伺い、御議論いただくわけですが、視点1については、パーソナルデータだけではありませんで、産業データも検討対象でございます。これまでの議論では、同業他社との間のデータ連携の円滑化が課題であり、つまりは出したがらないということですが、この点について経済産業省の実証事業の結果を踏まえて、改めて検討することとされておりました。

そこで、この点に御留意いただきながら、経済産業省さんから「産業データ共有促進事業結果報告」の御説明をお願いしたいと存じます。

○尾坂課長補佐 経済産業省の尾坂と申します。

産業データ共有促進事業の結果報告に関して御説明させていただきます。

<資料1-2:1ページ>

平成29年度の補正予算事業としまして、約18億円の予算で、同業他社間の協調領域におけるデータ共有というものを実証させていただきました。経済産業省が打ち出しておりますConnected Industriesという産業のあり方のコンセプトの中で、「自動走行・モビリティ

「サービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「インフラ・プラント保安」、「バイオ・素材」、「スマートライフ」という重点5分野を定めており、本実証もこれらの分野で実施したものです。

<資料1-2：2-3ページ>

次のページですが、今回の事業で御支援いたしました事業者様の一覧を、次のページにわたりまして計25件、掲載しております。

<資料1-2：4ページ>

代表的な事例といたしまして、3件、事例を御紹介させていただきます。

1つ目がシップデータセンターで、いわゆる造船会社さんの皆さんが船に関するデータを共有する事業を支援いたしました。船のほうにも実際にアンテナなり、センサーなりを取りつけまして、そういった情報がリアルタイムで更新されるということで、メンテナンスサービス等に活かしていくという事業になっております。

また、この中では、いわゆる海上の気象データみたいなものも共有することによって、さらなる付加価値を見出すという実証も行いました。

<資料1-2：5ページ>

2つ目は自動走行の分野ですけれども、これに不可欠な3次元マップというものを更新するために、実際の工事の情報ですとか、自治体・道路管理者が持っている情報を3Dマップ上にアップロードしていくというシステム基盤構築というものを支援いたしました。

<資料1-2：6ページ>

3つ目は、いわゆるスマートファクトリーの世界でございますけれども、スマート工場におけるプラットフォーム間のデータ連携の取組というものを御支援いたしました。

まだ、この25事業を実施した結果の課題といったものがしっかりと資料にまとまっておらずに、大変申しわけないのですが、私自身も結果報告会で7事業に関しまして、事業者様からの御報告を聞きまして、率直に申し上げて、その事業の進捗ぐあいに案件によって差があるなと思っております。実際に国からのこういった支援などがなくても、マネタイズされてビジネスとしてやっているとすれば、当初想定していたようなデータ共有をした上で、さらなる付加価値を出すというサービスがなかなかできないものもございました。

ここで御紹介させていただいている例は、全てうまくいっている事例でございますけれども、どれとは申し上げませんが、なかなか難しいものがございます。課題は協調領域の形成だということで、皆さん、データを共有しようと試みたわけですが、データ提供側のインセンティブ設計と申しますか、具体的なユースケースみたいのところを見て、生のデータを提供することに関して、非常に抵抗感がある事業者様もいらっしゃいました。そういったところを技術なり、データ共有のあり方でどういうふうに解決していくのかということが重要であろうと考えております。

<資料1-2：7ページ>

次ページは、本日はデータ流通推進協議会事務局長の真野様も御出席されておりますけれども、横串でこのデータ流通を促進するための支援というものをしております、データを共有する際のカatalogの作成の仕方でありまして、データ合意の作成の仕方といった教材、もしくは勉強会、個別のアドバイスの実施というものをしております。

<資料1-2: 8-9ページ>

加えまして、8ページと9ページでございますけれども、こういったデータ共有の中で、デジュール、デファクト、さまざまな標準をつくっていかうという取組をされている団体に関して、こういったことを行っているのかというのを調査いただいております。こうした調査結果に基づき、今後データ標準のあり方というものもあわせて検討していく必要があるということになってございます。

<資料1-2: 10ページ>

最後のページでございますけれども、31年度、今年度の予算事業としまして、データ共有の事業、もしくは大企業さんが保有されているビッグデータとAIベンチャーさんのシステムを掛け合わせて、そのデータを用いたAIで分析した新たなソリューションを生み出すという事業を御支援申し上げようと考えております、ちょうど昨日よりNEDOから公募が開始されております。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

続いて、業界からのインプットをいただきます。これまでの議論が情報銀行に寄りがちだったことについて、データ取引市場の観点から御説明いただきたいと存じます。実は、当会議でも第2回の会議で落合弁護士から紹介いただいたところですが、改めてグローバルな視点も含め、一般社団法人データ流通推進協議会 真野様から「データ取引市場について」、御説明をお願いしたいと存じます。

○真野様 それでは、「データ取引市場について」、データ流通推進協議会 真野のほうから御説明申し上げます。

既にこの会合の中で落合先生からも発表がありましたので、きょうは資料がかなり多いのですけれども、お話しさせていただくのは限られたところにさせていただきたいと思っています。

<資料1-3: 4ページ>

まず、データ取引市場の全体像の中で、私ども、取引市場運営事業者というものを、要するに取引市場とは何者かというところを明確に定義することから入っています。データを提供する者と提供を受ける者、この間の流れとして、直接データが流れていく場合と、取引市場の運営事業者という者を介した場合という2つの流れがあるだろう。ここで、DFFTではありませんが、信頼のおけるデータの流れをつくるためには、取引市場運営事業者と

いうものは一定の要件を満たす必要がある。そこを明確に定義して、その規定をつくりました。

提供者は特にそうなのですけれども、提供者は基本的には御自身が何らかのデータをお持ちになる、あるいは付託を受けて持っている。それを誰かに提供したいというインテンションがあるというのが大前提であります。取引市場の運営事業者自身は、特定のデータをどうしたいということではなくて、証券で言えば東京証券取引所、あるいは魚で言えば豊洲の運営事業者の東京都の役目になる。こういう公平で中立な運営事業者というものがいることによって、より加速したデータの流通が進むだろうというのが大前提であります。

情報銀行ないしPDSは、既に個人から受け取ったデータというものをお持ちの上で管理していきますので、そのデータを特定の方にお渡ししたいというインテンションがそこに存在しますから、データ提供者であるというカテゴリーに分けた上で規定をつくっております。

<資料1-3：5ページ>

次、お願いします。

こういう取引市場運営事業者は、いろいろなところからいろいろな方がデータを持ち込んで、あるいはそこから先へ出ていくということになりますので、求められるファンクションは徹底した中立性と不正取引に関する監視、あるいは保護義務になるかと思えます。特に、無形財を財化するという場合には、必ずそこに悪意を持った、あるいは不作為の行為が発生しますので、みずからがデータを売買しない、あるいは価格を決定しないという完全な中立性が求められます。

さらに言えば、不正の取引に対しての監視であったり、あるいは保護者の通信の秘密、あるいは個人の秘密を保護していく必要があります。

<資料1-3：6ページ>

次です。

こういう市場ができることによって何が起こるかという、データは一物多価になりがちですが、同じものを同じ品質、同じ量であれば、一定のところに価格が収斂し、また違う特徴のあるデータがあった場合は価格が変わってくるということで、正しい、特色のあるデータを発見することができる。こういうメリットが市場にあるだろうと思っています。

<資料1-3：8ページ>

ここから後ろは、全て規定文書の説明ですので、きょうは時間がありませんから要点だけ言いますと、このスタートは、もともと内閣府さんのほうで定義した中にデータ取引市場というものがありました。それを受けて、総務省さんのほうのサブワーキンググループでまとめた取りまとめ報告書を根拠にして規定をつくりました。

<資料1-3：9-10ページ>

かなりいっぱいあるので、ざっと飛ばします。要点は、取引市場を運営する人はどういう人でなければいけませんかということで、例えば作業部会が出てきた項目で足りない

ころは、我々が加筆あるいは新たに加えています。そういった人たちを認定して、この市場は闇市場ではありませんよということを社会に知らしめることによって、安心・安全な取引をしていただくということで認定基準ができました。データ流通推進協議会は、これから取引市場運営事業者として認定を受けたいという方に対して、チェックして審査して、結果的には認定ということを行おうとしています。

ただ、まだ認定のチェックリストの具体的な手順のところは、これから認定審査会が決めるということで、今、オンウェイです。なるべく早くそういうことができるようにしたいと思っております。

<資料1-3：43ページ>

情報銀行との連携は、先ほど飯倉さんのほうからもありましたので、説明しませんが、もともとのIT室の取りまとめにおいて、データ取引市場の定義という図があります。データ取引市場にデータを提供する者の想定として、個人、情報銀行、PDSというものが明確に書かれておりますので、恐らく個人が主体となってということも考えざるを得ないだろうと思っておりますし、逆もしかりだと思っております。

<資料1-3：45ページ>

ちょっと話が飛びますが、昨今、安倍さんが言われたように、データ・フリー・フロー・ウィズ・トラストということで、国際間のポリシー・ルール・メイキングをしていこうじゃないかという話ですので、DTAは国内の団体でございますが、標準化というところを最初からターゲティングにしております。

<資料1-3：46ページ>

国内で今やっていることは、事業者の認定であり、それに関連するいろいろな技術の認定をやっておりますが、第三者を介してデータが提供者と提供先の間で交換されるということは、それをスムーズに行うために何が必要か。どういうデータを持っているかということアドバタイズすること、それを見つけること、このためのカタログというもののフォーマット。あるいは、そこに要する記述の語彙の共有化。あるいは、もらったデータの価値を同じ物差しではかりましょうということ。これが必要になります。

<資料1-3：47ページ>

これだけでは多分足りないので、さらなることをやろうということで、制度的な標準をつくるということと、技術的な基準をつくるという2つあります。両方とも国際標準化を目指しています。

<資料1-3：48ページ>

一例では、米国のIEEEとちょうど3月にコーポレート・アグリーメントを結びまして、国際ルールのメイキングをしている。アメリカでは、NISTが一生懸命BDGMMをやっていますので、そことの連携を図っていこうと考えています。

<資料1-3：49ページ>

世界の経済との関係で言うと、御承知のとおり、GAF Aあるいは中国がやっていること、

欧州がやっていることに対して、日本の立ち位置としては、データ所有経済ではなくて、流通経済というものをしっかりとつくっていくというところにスタンスを置いて、そのためのポリシー・ルール・メイキングというものに取り組んでいこうじゃないかというのが、DTAが今、行っていることです。

<資料1-3：50ページ>

グローバルスタンダードはいろいろとありますので、ここから後ろは、エブリセンスという、私個人の意見として入れているものがありますので、そこはDTA、協議会の総意ではありませんが、いずれにしても標準化というのは必要です。日本は、この辺の取引所とかの先進的な取組を入れて経済モデルをつくって、社会実装を示していくことが必要ではないかという御提言をさせていただいています。

そこから後ろは、総務省さんのほうで行っている標準化に関する懇談会の資料ですので、御参考までに参照していただければと思います。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から「データ流通・活用ワーキンググループ論点整理（案）」の資料1-4、視点1の部分について御説明をお願いします。

○吉田参事官 これから論点整理（案）の簡単な御紹介をいたします。前回と引き続きのところもありますので、思い出し用に簡単に触れつつ、主に新しくつけ加えたところについて御紹介していきたいと思います。

視点1、視点2に関しては、前回お示ししたとおりでございます。これは、皆様の机上に配られているところです。

<資料1-4：2ページ>

視点1のところでございますけれども、まず定義の見直しに関しては、先ほど総務省からインプットがございました。こういったところで、特に3つ目のポツですけれども、情報銀行において包括同意が有効に機能することは前提としつつも、個別同意によるサービスも包含した定義の見直しを行うべきではないかということ。

今回、前回の論点整理のところでも必ずしも議論が深まらなかったところを、主に青字にしておりますので、後ほどさらにここを濃淡つけて御議論いただければと思いますけれども、基本的にはこういったところに関して御意見いただければありがたいなと思います。

<資料1-4：3ページ>

1-2は、各プレーヤが実装する機能、データの構造・形式及び信頼性といったところで、今、真野さんのほうから御紹介があった、まさに技術的な標準に関する検討を記載したものでございます。この問題意識自体は、前回御議論いただいたとおり、特に2ポツのところを書いてございますけれども、各プレーヤ、つまり情報銀行、データ活王者、デー

タ取引市場、データ保有者、こういった者のデータ連携のためのインタフェースの共通化。あるいは、名寄せ、その他同意の管理等の機能に関して整理して、そこできちんとデータが円滑に流通するためのアーキテクチャを構築する必要があるという話でございます。

この点、前回、柴崎先生を初め、グローバルな相互運用性といったところについて御指摘がございましたので、その辺をその下の2つのポツのところを書いてあるところがございます。この辺も、今、真野さんから後半、御紹介があったところと重なってくる話なのかなと思います。

他方で御議論いただきたいのは、青色の部分でございまして、こういった標準の動きとビジネスの創意工夫とのバランスの話がもう少し議論が必要なのかなと思っております。

最終的には、これは各省の実証実験などの場を活用して、アーキテクチャの定義、実装に向けた検討を今後行うということとしてはどうかと思っております。

<資料1-4：4ページ>

参考として、次のページのところで、これは取組のワン・オブ・ゼムの御紹介という位置づけでございますけれども、フィンランドでIHAN、アイハンあるいはイーハンと読む人もいますけれども、という取組がございます。これは、フィンランドの公的投資機関であるSITRAという団体が、下の図をごらんになっていただくとおわかりと思っておりますけれども、エンドユーザー、つまり利用者とサービスプロバイダ、利用者にデータをサービス提供する人、それからデータプロバイダ、データ保有企業、ここの間でどのような仕組みでこのエンドユーザーのデータがやりとりされるかといったところに関しての機能要件を定義しているものです。

<資料1-4：5ページ>

非常に細かくて見にくいのですが、次のページにも機能について和訳したものをつけております。基本的には、同意の管理、ログの管理をエンドユーザー、それからサービスプロバイダ、データプロバイダ間で機能を共有化して、エンドユーザーがした同意をきちんとサービスプロバイダを経由してデータプロバイダまで伝わる。それに基づいてデータがやりとりされるというルールと、それからその証跡管理をするといったところに関して、アーキテクチャを定義しているものだと認識しております。これはあくまでも欧州での取組で、しかもこれはまだEU標準にはなっていませんので、EU標準を視野に入れた検討の一つということでございます。

この一番上の枠の4つ目のところに書いてございますけれども、こうした取組を参考に、我が国の取組である情報銀行あるいはデータ取引市場を加味した、パーソナルデータの流通モデルといったものが検討可能ではないかということで紹介させていただいた次第でございます。

<資料1-4：6ページ>

続きまして、1-2の続きでございます。データ構造・形式に関しては、まさにデータのフォーマットをどのようにして共有化するかという話で、データカタログの標準化の作

業に関して重要である。これはDTAの取組でございますけれども、データ項目を示すためのメタデータの標準化といったことも、今後の課題としてあるのではないかと、このことを3つ目のポツにしています。

それから、4つ目のポツで、データの形式（フォーマット）に関しては、基本的にはデファクト標準に準拠していることを担保すれば、形式間の変換は容易で、例えば情報銀行サービスにおいてこれを行うということも考えられるのではないかと、このことを3つ目のポツにしています。

データの信頼性のところも、前回御議論いただいたことを踏まえて加筆してございます。前回は、基本的にはデータの完全性に関する総務省の検討もありましたので、そういったところの紹介もございましたけれども、それに加えて、データの品質に関する信頼性ということもあるということで、そこを完全性と品質を分けた記述としております。

その上で、下のほうに書いているのが、これは前回の引き続きです。データの信頼性を確保する観点からは、顕名データはもとより、個人が任意に作成するような識別情報についても、一定の本人との結びつきが求められる傾向があるのではないかと、このことを3つ目のポツにしています。

一方で、データのライフサイクルに応じて、一定以上の信頼性の確保が求められる場合も考えられるのではないかと、このことを書いてございますけれども、基本的には、こういったパーソナルデータの流通に関して、信頼性というものを加味したデータの流通といったものがどこまで求められるかといったことに関して、本日御議論いただければ、このことを3つ目のポツにしています。

<資料1-4：7ページ>

次がデータポータビリティという言葉が2行目に見えますけれども、これも前回の議論を踏まえて、多少加筆したものです。

1つ目は、今までの繰り返しで、特に2ポツの①、②のところ、データ保有側に求められる機能・データの受け渡しのためのAPIを前提としたインタフェース、カタログ、識別情報などの機能、あるいはデータ構造・形式に関する共通のアーキテクチャを考える必要があるのではないかと、このことを3つ目のポツにしています。

それから、その下のところが一般的なデータポータビリティで、ここは結論としては、3ポツのところ、このことを3つ目のポツにしています。これも前回御議論いただきました。当面、一般のデータポータビリティに関しては、データ保有機能の差別化の要素として機能すると考えられると、このことを3つ目のポツにしています。ただ、その前提として、先ほど来ございました競合他社にデータを渡したくないという企業の意識を乗り越えるためのエコシステムといったところに関しては、もう少し議論が必要かなと思っております。それが上から2つ目の青字のところ、このことを3つ目のポツにしています。これは、前回宍戸先生から御提案があった話ですけれども、契約あるいは技術的な方法でデータ保有者側のハードルは軽減できるのではないかと、このことを3つ目のポツにしています。

最後のポツのところは、先ほど差別化の要素と書きましたけれども、こういった企業の取組を後押しするための制度的な対応は必要かといった点。今後注視する必要があるのではないかと、このことを3つ目のポツにしています。ここについても、後ほど御議論いただければ、このことを3つ目のポツにしています。

<資料1-4：8ページ>

国・自治体が保有するデータに関しても、このワーキングで御検討いただきました。現状をここに記載させていただいております。

1つ目は、国等が保有するパーソナルデータに関しては、マイナポータルをAPIを経由したデータの取得が可能になる。特に、下のほうで書いてございますけれども、国の持つ個人データとしては、下の右のところでございますけれども、所得情報、世帯情報、予防接種情報、乳幼児健診情報といったものが、今後の予定も含めて、これからマイナポータルで提供される。かつ、特定健診情報についてもマイナポータルで提供されるということからすると、国・自治体、特定健診情報は保険者ですけれども、こういったパーソナルデータがマイナポータル経由で個人に対して戻される。この仕組みを最大限活用することが有効ではないかということが1つです。

2つ目は、国が保有する個人情報加工して得られる非識別加工情報に関しては、引き続き民間事業者からの問い合わせ、それからウェブサイトによる情報発信を充実する。

3つ目は、自治体が保有するデータに関しては、これは総務省の有識者会合で検討が進められている、いわゆる作成組織のあり方、事業採算性の検証結果を踏まえて、今後具体的に取り組むべき。

あとは、オープンデータの話もここに記載いたしました。基本的には、国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、各府省が保有するデータは全てオープンデータとして公開することを原則とするということは既に定められています。こうしたオープンデータに関しては、いまだPDFで提供されていたりするものもございますので、こういったものは、民のデータ流通の仕組みと同様にAPIによる提供といったものに関して、これから積極的に進められるべきであると記載してございます。

<資料1-4：9ページ>

最後に、国・産業界の適切な役割分担ということで、国が指針を定めて、業界団体での具体的なルールづくりを決める、いわゆる情報信託機能の認定基準のような、国と産業界の適切な役割分担が必要であろうと記載しています。

アーキテクチャに関しても、同じように民での具体的な検討を踏まえて、実装が進んできたときには、例えば情報銀行認定の際に評価するなどの仕組みが考えられるのではないかとさせていただきます。

以上、視点1に関する論点を、更新した部分を中心に紹介させていただきました。

特に、データの信頼性に関する部分ですとか、あるいは一般的なデータポータビリティの実現に関する考え方、この辺に関して御意見が多く寄せられるのではないかと思いますので、この辺を中心に御議論いただければありがたいと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

青字の部分だけでも相当になっておりますので、きょうで全部潰せるなどとはとても思っておりませんが、今、吉田参事官からありましたように、特に御議論いただきたいというところもございますので、それに限られることではございませんが、御念頭に置いていただいて御議論いただければと存じます。大体2時過ぎまで視点1の議論をさせていただきたいと存じます。

どうぞ、どなたからでも、どの論点からでも結構ですので、御発言ください。

どうぞ、柴崎先生。

○柴崎構成員 東大の柴崎です。

グローバルな動きの中で、日本の動きをどういうふうにシンクロナイズしていくかというところですけれども、さっきフィンランドの例が御紹介されたように、いろいろなところでぽこぽこ出始めています。民間主導だったり、NPOだったり、ある種、国主導でやりたいみたいなアフリカのルワンダというところもあったりする。そういう意味で、この銀行的アイデアは、割合いろいろなところで受けていて検討が始まっている。

こういうものの標準化を考える場合、例えばISOのような国の看板なり何なりを背負って決めるに行く部分もあれば、その手前としてコミュニティづくりとかネットワーキングということで、マイグローバルデータみたいなレイヤーもあれば、大学レイヤーみたいなものもあったりして、いろいろなチャンネルがあって、みんな動いていると思います。なので、できるだけいろいろなところにお声がけいただいて、タスクフォースかワーキングかわかりませんが、せめて情報交換しながら、いろいろと工作というか、ある種のロビー活動、ネットワーキングをしていくというやり方でいっていただけるといいのかな。

過去、いろいろな日本発の標準化というときに、日本で結構固めてから持っていけないと恥ずかしいみたいなことをやると、持っていった瞬間に、日本はそういうことでみんなを何とかしようとしているのかということもあったり、あるいはソフトウェアまであって、かなりがっちりですよと言った瞬間にみんな興味を失ったりして、最終的には決めのところの投票とかで乗らないケースがあるのです。なので、早目のネットワーキングと一緒にやりましょうと。

あと、この辺の話は、日本はいろいろな意味でとても信用されていて、ここと組んでも大丈夫という安心感は、この世界ではすごく強みになるので、そんな感じでやっていただけるといいのかなと。

あと、みんな動きがとても早いので、この1年ぐらいのつもりでやって、ようやくキャッチアップできるぐらい。なので、公式に決めるに行くレイヤーと、どうしても時間がかかる、その前にいっぱい地ならしをし、情報集めをし、落としどころを探るレイヤーと、うまく使い分けるといえるのか、組み合わせるといいと思います。

○安念主査 今、柴崎先生がおっしゃったネットワーキングというのは、基本的には標準

化を目指してつくるということになりますか。もちろん、標準化団体のようなものに入る必要がないところも含んでということになると思うのですが。

○柴崎構成員 標準を決めるときは、例えばウェブ系でもこう決まっているから、これをとりましょうというセレクションぐらいで済む部分と。あと、さっきのデータの扱い方のルールというのは、こういうものでやってみたら、みんなから総スカンであったとか、歓迎されたとか、その辺の感触を要する部分も絶対あるのですね。それを国際標準にしてしまうことがいいかどうかという議論も絶対あります。ただ、それぐらい厚みを持った話をちゃんとしていかないと、恐らくこの話は、どこまで標準にするのですかというのが、まずその切り分けが重要で、それもテクニカルな話と、まさに認定みたいな話と、すごく多様だと思います。

私も全体像がちゃんと見えているわけではないですが、国内のことだけ考えても、想像するにそういうことになるので、早目にいろいろな事例を知り、いろいろなところとコミュニケーションし、全体像を早くつかんで、ここを落とすどころにして、この辺は競争領域でやったほうがいいかもというのを。まだ、幸か不幸か、世界的に見て、誰も全体像を描けているとは思えないので、今がチャンスかなと思います。

○吉田参事官 これは、恐らく橋田先生からお話しいただいたほうがいいかと思えますけれども、来月、MyData Japanの会議があって、そこでまさにこのフィンランドも含めて、各国の人がいらっしやる場所も含めた、そういう勉強あるいは活動の場にしたいと思えます。

橋田先生、何か補足があれば、お願いいたします。

○橋田構成員 そういう国際的に日本がどういうふうにプレゼンスを主張するかというときに、去年の7月以降、情報銀行の話があって、ヨーロッパの人は注目してくれているのですよ。そこで情報銀行とは何かということを説明してくれと言われていて、適当な英語の資料がなくて、ちょっと困っているようなところもあるのですけれども、既にPDS等、いろいろあるのですが、PDSの中でも専用のサーバーを立てて、そこでデータを預かるタイプのもので結構多いので、それと日本で言っている情報銀行はどこが違うのかというところを明確に説明する必要があるのではないかという気がしています。

信託するというのが一番大きなポイントだろうと思いますけれども、それによるいろいろなメリット・デメリットをちゃんと整理して、ヨーロッパとコミュニケーションする必要があるなど感じているのですが、私もちゃんとできていないので、一緒にやりましょうということです。

○吉田参事官 今、ごらんになっているフィンランド、別にこればかりが念頭にあるわけ

ではないのですけれども、ここでも、先ほど申し上げたエンドユーザー、サービスプロバイダ、データプロバイダの右側に点線で区切っていて、これは「情報銀行の範囲？」と、とりあえず「？」をつけています。いろいろな人と議論したのですけれども、データを保有するのだから、データプロバイダなので右側に寄るべきだろうという話もございますし、いや、そんなことよりエンドユーザー側のインタフェースも含めて提供するのだから、もっと左側に寄るべきだとか、いろいろな議論があって、その整理といったものをきちんとつけながら、グローバルな整合性を確保していく必要があるのかなと思っています。

○安念主査 どうぞ。

○橋田構成員 この場で余り議論されていなくて、ヨーロッパのマイデータだと、ちらほら出てくる議論がAIです。究極的にはパーソナルAIエージェントというのが一人一人にいて、そのエージェントが本人のいろいろなデータの運用の仕方に関するアドバイスをしてくれたり、場合によっては決めてくれるということで、それは手元に情報銀行がいるということだろうと思います。

前にも申し上げたと思いますけれども、各顧客の各案件に関するデータの運用の仕方を、情報銀行の行員が一々相談に乗って決めるようなことはあり得ないので、自動化する必要があるわけですね。それはAIですから、結局、情報銀行というのが人格を持つかどうかよくわからないけれども、情報銀行というよりも、AIに自分のデータを信託するというのが究極の姿にならざるを得ないだろうと。そのときにそのAIはどうあるべきかという議論をそろそろ始めたほうがいいのではないかと思います。

○安念主査 そうすると、一番最初の論点として出ている情報銀行の再定義ということですが、何のために再定義するのか。もちろん、頭の整理それ自体ということもあるでしょうけれども、国際的なプレゼンスの中でということとは。

どうぞ。

○真野様 ちょっと違和感がありまして、先ほど橋田先生、柴崎先生が言われたように、国際展開という意味では、標準はいろいろなものがあります。ですから、ポリシー・ルール・メイキングをしなければいけないという制度的な話の部分とテクニカルな話というのは、両方並行してやっていく必要がある。一方で、ISOみたいにデジュール型でやる団体と、いわゆるフォーラム型である。両方ありますので、これも両方攻めていく必要がある。

ただ、大事なことは、先ほど柴崎先生の御指摘にあったように、何かつくってから持ち込みますか。それよりも、強いSDOの中にリーダーシップを持って、我々がグループをつくる、あるいはコミッティをつくってチェアをとりに行きますかというのが、多分大きな戦略上の岐路になるだろうと思っています。もし今から世界で闘うのだったら、後者じゃな

いと相手にされないかな。

パーソナルデータに関しては、皆さん、どちらかの議論になりがちなのですが、データという大きなカテゴリーで言うと、パーソナルデータを含むものと含まないものがありますし、それから、蓄積されたデータとリアルタイムのデータと両方あります。これらの議論をするときに、それらに全てに共通な部分の議論、それから個々のパーソナルデータ固有の部分、あるいは非パーソナルデータ固有の部分、ストア型に固有の部分、あるいはリアルタイムに固有の部分というのは、少し階層化されているはずなので、その階層化されたところで標準化を狙っていかなければいけないと思っています。

情報銀行の再定義に関しては、何で今、議論しているのかという話ですけれども、それは常にルールは時代に合わせて変わっていくので、オンゴーイングで適切に。情報銀行に関しては、私はその前の検討会にも出ていましたけれども、前提は、民間において事業を行っている者がいないので、もう少し様子を見ながら実証実験などを支援していきましょうということだった。それを受けて、総務省さんでは検討会を始めた。実証実験のPoCなどもやってきた。今、そのPoCの結果も出てきたし、民間で認定基準をつくろうという動きも出てきたから、そろそろ認定しましょうというところに来ている。

ただ、ちょっと社会的に疑問が出るのは、認定する横で定義の再定義となってしまうと、ちょっと混乱を招くので、そこはうまくしていただいて、今、認定することはここまで、それから見直しというのはここにかかっていますという前提にさせていただいたほうがありがたいと思います。

○安念主査 なるほど。わかりました。ありがとうございます。

林先生。

○林構成員 ありがとうございます。

データの利活用促進の包括的な環境整備としては、これまでここで整理していただいたように、法制度、技術面、契約面、ステークホルダーの意識の調整も含まれると思いますけれども、3つの面があると思います。

まず、1番目の法制度面です。1-3で「データポータビリティを実現するための技術環境」というのが技術の話として書かれています。そもそも、「データポータビリティ」というのがあるのですけれども、とほかの世界の方に言うと、まず理解されていないのです。なので、ちょうど個人情報法の3年見直しの項目挙げもされているところなので、ぜひともデータポータビリティの位置づけを個人情報法の3年見直しのテーマとして考えていただけないかと思います。それが、まず1点目でございます。

2点目の技術の標準化のところは、先ほど官民の役割分担とか、各省の実証実験の中でというお話があったのですが、共通のアーキテクチャを持つ必要性のある範囲に応じた検討の母体というものが必要になるかと思っています。各省ごとにやっていて、ばらばらでいい

のかという課題も大いにあると思っております、少なくともこの件の標準化に地方自治の本旨は関係ないことだけは確認しておきたいと思っております。

それから、3点目ですが、ステークホルダーの合意という意味では、契約の高度化の環境整備が必要ではないかと思っております。経産省でも、データ取引契約のひな形など、いろいろつくっていますが、まだそれは実際に使われるところまではなかなか至っていないと思っております。また、契約ひな形は分野ごとにつくる必要があるのではないかと思っておりますので、そういった検討の視点もこの中に入れていただければと思っております。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

はい。

○関構成員 まず、全体を通じての考え方として、何らかの規律を強めて、これを実現・推進するという考え方よりは、ビジネス的にインセンティブが生まれるようなビジネス環境をつくり出すという考え方で、これを進めていくべきだと思っております。

例えば、3ページの下のほうに、ビジネスの創意工夫の妨げにならないよう配慮が必要という記述があります。多様なビジネスモデルの創出ができるという考え方が非常に重要だと思っておりますので、この方向を強く推し進めるべきだと思っておりますし、その上にオープンAPIというものがあります。これについても、まだ十分議論ができていないと思っておりますが、何をAPI化するのかといった議論も必要なのですけれども、API化するほうがビジネス的に有利だというビジネス環境をつくることによって、そういう方向に持っていくという考え方が必要だと思っております。

7ページのデータポータビリティにつきましては、私は慎重な考え方をとっているのですが、これについても、まだまだ緻密な議論ができていないと思っておりますので、例えばどの分野のどのデータでやるのか、誰にどのような規律が課されるのか、移転方法や企業がデータを持つことのインセンティブといったことも、もろもろ考えた上で、データポータビリティについて、規律を強めるというよりは、ポータビリティについて対応したほうがビジネス上、有利だというビジネス環境にしていくという方向での、何か施策を考えるべきだと思っております。

もう一つ、別の視点での国際的な話なのですが、こういった仕組みをつくることによってデータフローが生まれてきますといったときに、日本から海外へのデータフローというのも当然生まれる。相互主義的な話になると思うのですが、日本から海外へのデータばかりふえて、国ごとに違うと思うのですが、その国から日本へのデータがないとか、ほとんどないという状態になるというのは、日本としては非常によくはないのではないかと思います。すなわち、一方的なデータフローにならないように、何らかの歯どめという考え方は必要だと思っております。

これは、日本の関連法律の域外での適用とか法執行とかにも絡むと思います。例えば、日本の法律が適用できないところへのデータフローというのは認めるべきなのかどうかといったことも含めて、国際的な環境下で、この仕組みをどうするかというのは、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○安念主査 どうぞ。

○森構成員 ありがとうございます。

こちらの一番上のほうで3点申し上げたいと思います。

1つは、今のデータポータビリティのところですけれども、今、関さんがおっしゃった、日本が一方的に出す側にならないようにするというのはすごく重要なことだと思いますし、こちらでデータフローを強調することは、そういうシナリオが起り得る可能性があるので、それは本当に注意すべきことだと思います。

この7ページの2ポツの2行目から、一旦個人に戻されたデータを競合他社に渡したくないという企業の意識を克服するエコシステムが構築されることが必要ということですが、私もこれは全く賛成で、競合他社に渡したくないみたいな話は、それはそれで配慮は要るのかなと思いますけれども、もともとのデータポータビリティというのは、EUでは個人の権利として認められてきたわけなので、そういうふうにも書いてきましたので、それは一言書いておいたほうが、書き物としてはいいのではないかと思います。それが1点目です。

2点目は、先ほどの情報銀行のお話で、4ページを見ていただくといいかなと思うのですが、再定義云々の話がありましたけれども、情報銀行の議論をしていただくときに、今、実際に総務省で進んでいるものは認定指針の議論ですということはちょっと確認していただいたほうがよくて、その認定指針の中での必要性として、その再定義を。これは、要は認定というのは何かといいますと、消費者に対して、こいつらは安全ですよと示す行為なので、余り細かいことを言うよりは、安全なものであれば前広に認定しましょうという趣旨で再定義の必要性というのは出てきているわけですから、認定指針の中における話と、そうでない情報銀行一般の話というのはちょっと区別していただいたほうがいい。

絵について、私が余り言うことではないかもしれませんが、そういう意味では、データプロバイダ、情報銀行というのは、どちらかといえば、消費者とサービス提供者の情報利活用事業者の間を仲介するプラットフォームとして議論してきたかなと思いますので、図としてはデータプロバイダが下、エンドユーザーとサービスプロバイダが上に並んでプラットフォーム的な構造をとるのがわかりやすいのかなと思います。

済みません、3点目ですけれども、その前の3ページです。2ポツのところに、これは多分、データ流通のフォーマットとか、そういう議論のところだと思いますけれども、具

体的には、各プレーヤ間のデータ連携のためのインタフェースの共通化や、名寄せのための個人の識別情報、何々に関して整理とあるのですけれども、この名寄せのための個人の識別情報というのは、一体どういうものをイメージされているのでしょうか。

○吉田参事官　ここで書いたのは、データ保有者によって異なる場合があったときに、何をキーにして個人を識別しているのか、わかるような仕組みにしないとイケなくて、それが共通化していれば、そのまま同じように扱えますし、そうでない場合には、何をキーにしているかということを確認できるような仕組みが必要なのではないかという問題意識で書きました。

○森構成員　それは、事業者間でということ、事業者をまたいでということですか。なるほど。ただ、そういうことになると、普通にイメージするのは、Cookieシンクだったり、広告IDだったり、結構剣呑な話といたしますか、プライバシーに悪影響をもたらすような文脈でしばしば語られるわけです。

あと、例えば総務省のパーソナルデータに関する検討会、こちらは宍戸先生が座長をされていますけれども、ユーザー端末の中のデータを事業者が利用すること。そのユーザー端末の中のデータというのは、まさにCookieだったり、MACアドレスだったりするわけですが、そういったものを名寄せのために利用することがどうなのだという、どちらかという規制の観点からの議論ですので、余り説明なく入ると、これは一体何なのだという感じになるかと思います。

○吉田参事官　ありがとうございます。次回の取りまとめのときには、留意して記載したいと思います。

○安念主査　はい。

○根本構成員　お話を伺って、ちょっとあれと思ったところがあったので、何点か。

まず、定義の見直しのところは、業務独占につながるようなお話に決してならないようにしていただきたいというのが希望でございます。

それから、データ・フリー・フローのお話でございますけれども、フリー・フローは当然原則としてやるのであって、ただ、例えば個人情報の保護の水準が十分でない国への移転は禁止するとか。フリー・フローの原則をあくまでも崩してはいけないと考えます。

それから、ポータビリティのお話が幾つか出ているわけですが、ちゃぶ台をひっくり返すみたいな話になってしまうのですが、結局、データオーナーシップの話が決着しないと、この話はいつになっても決着しない話になりがちだなということで、いろいろな周辺部分をぐるぐる回ってしまうような印象が極めて強いなと思っております。

もう一つ、個人情報のお話が出たので申し上げておくと、経団連としては、特定個人情報はもうやめてくれという立場でありまして、これが日本のデジタル化を妨げる最大の要因だという感覚を持っております。

以上です。

○安念主査 剣呑なお話を伺った。

先生、どうぞ。

○橋田構成員 さっき、森先生からポータビリティが基本だというお話があって、一方、この資料の中でも言及されていますけれども、競合他社にデータを出したくないということではありますが、そういう問題は結構技術で解決できるようなところが多い。

例えば、最近、某研究プロジェクトの中で、学習に関するデータを集めたいということで、ベネッセさんと交渉して、進研模試の成績とかのデータを集められるようにしてくれと頼んだら、個人情報の部分もさることながら、問題の構成の仕方のノウハウを外部に漏らしたくないので嫌だと。つまり、この子は幾何のこういう証明問題が不得意ということがわかるというような、問題の作り方のノウハウを守りたいわけですが、そういう話はいっぱいあると思います。

でも、データを受け取った側の仕組みをうまくつくることによって、具体的に問題の構成を見せないということは十分技術的に可能なわけです。つまり、データを集めた側は生データを見ることはできない。ただし、統計的な解析だったらできるというシステムの組み方はできますね。

同じように、本人に見せたくないデータも昔から普通にある。例えば、内申書とかお医者さんからもらう紹介状というのは、本人が見てはいけないものだけれども、本人が物理的には持っていて、それを大学に渡す、別のお医者さんに見せるということを既にやってきているわけで、そういうこともデジタルで簡単に実現できるわけです。技術的にはソリューションがあるので、どんどんデータポータビリティを進めましょうねという方向で議論できるといいなと思います。

○安念主査 どうぞ。

○真野様 済みません、1点だけ。

データポータビリティとオーナーシップの話が出ていましたので、ぜひ考えていただきたいのは、日本の議論の中には、データに対して共有財だという概念がないのです。例えば、通信履歴1つとっても、それを全てポータビリティとして個人に帰属するかというと、サービスがあってこそ生成されるデータなのです。だとするならば、そのデータの取り扱いの権限というのは、消費者個人とサービスを提供している側との合意のもと、あるいは

共有財であるという割り振りの考え方を入れていかないと限界があると思います。

どの文書を見ても、どの検討会を見ても、共有財という概念は今まで出てきていない。この辺は、日本がしっかりスタンスをとって、偏り過ぎたデータポータビリティではなくて、しっかり益を得るための共有財という概念を入れていただくとありがたいと思います。

○安念主査 その点については、ローヤーだから一言言うと、これは民法上の付合の概念と非常に近いものがあるって、余り心理的なバリアはないのです。その付合した結果、誰がどういう権利を持つのかというのは次の問題ですけれども、決して縁遠い話ではないと思います。済みません、勝手なことを言って。

大体、第1部の時間が終わってしまったのですけれども、先ほどの技術的に解決できるところがあるはずだということも含めて、アーキテクチャの問題がありそうです。これは信頼性の問題とか、プライバシーの問題とかをアーキテクチャで解決するという発想は当然あると思いますけれども、それについては、また後ほどで結構ですが、何かあったらコメントしていただきたいと思います。

それで、時間の関係でまことに申しわけありませんが、一旦次に移らせていただきます。視点2の「個人が安心してデータを活用できる環境整備について」です。前回、国際大学グローコムの方から利用者アンケートの紹介をしていただきました。今回、同じアンケートをさらに深掘りして、利用者に受容されやすいデータの活用方法を類型化して提示できないかということをお検討いただきましたので、静岡大学の高口先生から御説明をお願いしたいと存じます。

○高口様 静岡大学の高口でございます。

先ほど御紹介がありました、前回、庄司先生に御報告いただいた意識調査のデータに基づきまして、受容されやすいデータの活用方法について検討してみました。

<資料2-1: 2ページ>

視点2に議題が入っているわけですが、視点2の前回資料の中に、個人の不安・不満の低減方策ですとか、ホワイトリストの設定は可能かという点が御提示されておりましたので、そういった点を踏まえて、この意識調査に基づいて、大きくは情報、サービス、対価という3つの観点から、受容されやすいデータの活用方法というのはどういうものかということを検討した結果を御報告させていただきます。

留意点ですが、あくまで今回の御報告の内容というのは、現時点での意識調査ベースであるということです。今後、環境整備等に伴って、個人の意識というのは変化するかと思いますので、こういった検討というのは継続的に調査されるべきと思いますが、現時点での御報告ということになります。

<資料2-1: 3ページ>

情報、サービス、対価という3つの観点のうちの初めの情報について見ますと、スライ

ドのタイトルにありますように、全体で言いますと、個別の情報提供に個人が直面すると、現時点ではかなり抵抗があるというのが調査結果から見えているところでございます。

ポイントは2つあるのですが、左側の比較的ライトな情報かどうかわかりませんが、出身地とか自家用車の車種といった情報でも、金銭を付与されれば提供できますかという質問に対しては、5割以下しか提供できると答えていない。ライトな情報であっても、金銭を上げますので提供してくれますかということでも、提供したくないということになっている。

もう一つは、これはほかの日経新聞の調査等でもありましたけれども、絶対に自分の情報は公開したくないというNG層というのが、この調査でも2割いるということで、個別に直接情報を出してくださいと言われると、どんな対価であってもちょっと抵抗があるというのが調査で見えてきた。これは、金銭ポイントのグラフですけれども、サービスであっても、社会貢献であっても、大体同じような結果になっております。

<資料2-1：4ページ>

一方で、サービスを提示すると、これは5割を超える受容があるものも見えてきております。これは、前回の報告資料にもあったかと思えますけれども、医療・健康、観光、交通といった分野では、あなたの個人情報を使って、こういうサービスを利用したいと思いますかとなると、これは5割以上が利用したいとなってくる。先ほどの情報を個別に聞くと5割以下しか受容がないのに対して、サービスで見せると5割を超えてくるということで、同じ個人情報の提供であっても、見せ方で大分違ってくるのかなというのが見えてきているところです。

<資料2-1：5ページ>

このサービスについて、もう少し細かく見ますと、前回議論になったと伺っておりますが、例えば医療のところを見ますと、医療は5割以上の受容性があるわけですが、年代別に見ると、当然、想定されるというと変ですが、60代の受容性はかなり高い。それと同時に、10代、20代もかなり受容性が高いという結果が出ております。見方によっては、医療は10代、20代は縁遠いのではないかという見方もありますが、実際は結構利用意向がある。なので、年代で見ますと、若年層と高齢層にサービスベースでかなり受容性があるというのが見えてまいりました。

ほかの主要なサービスについても、おおよそ同じような傾向になっておりまして、このことから見ますと、もちろん高齢になって医療を気にされているというニーズも重要ですが、純粹に若年層は関心を持っているということも言えるのではないかとということで、こういう年代別に少し受容性が違うというのが見えました。

<資料2-1：6ページ>

それから、もう一つ重要なポイントとして御報告申し上げたいのは、サービスの利用経験と受容性ですけれども、これも医療を例に御説明申し上げます。一番上は、これまで個人情報を活用したサービスの利用経験が豊富な層です。下に行くにつれて、利用した経験

がないということになっていまして、一番下は全くそういう個人情報を利用したサービスを使ったことがない。そういうふうに見ますと、これまでに個人情報を使ったサービスを体験していると、またそういうサービスを使いたいと受容性が高まる。1回もそういうものを使っていないということになると、使うのにどうも抵抗があるということが見えてまいりました。

もちろん、これは鶏と卵みたいなもので、受容がもともとあるから、もう既に体験しているという見方もできるかもしれませんが、少なくともこういうサービスを体験することで受容が低くなることはなくて、それは受容を高める可能性があるということで、まずはサービスを利用してもらおうというのが1つ重要な観点かなというのも、この利用経験別の分析で見えてきたというところになります。

<資料2-1：7ページ>

情報、サービスに続く、3つ目の対価という観点で見ますと、これは前回資料にあったかと思えますけれども、対価の中にもいろいろあって、金銭、ポイントみたいな直接的な対価が一番受容性が高いわけですが、それと同時に、社会貢献につながるといった間接的な便益でも、ある程度対価としてはふさわしいと考えている人たちがいる。

この直接的な便益と間接的な便益で何が違ってくるのかというのを少し見たものが、右のグラフになります。細かくて恐縮ですが、上が金銭で、下が社会貢献ですが、直感どおりかどうかわかりませんが、金銭は若年層ほど対価としてふさわしいと考えている。社会貢献は、そんなに年代による差はありません。

下のグラフは、利用経験、これまで個人情報を活用したサービスを利用した経験があるか、ないかということですが、社会貢献のところを見ていただきますと、サービスを利用したことがある人は、社会貢献というのも対価としてはいいのではないかと考えるようになる。今までサービスを余り使ったことがない人は、どうも社会貢献という対価はだめじゃないかと考えているという傾向が見られます。

金銭については、一番サービスを使っている層は、むしろ金銭じゃなくてもいいのではないかという、金銭に対する受容性が相対的に低い。なので、サービスの利用を重ねると、間接的な便益でもそれはいいのだと考えるようになってくるというのが見えてまいりました。

<資料2-1：8ページ>

駆け足でしたけれども、情報、サービス、対価という3つの観点から見ますと、まず受容されやすいデータの活用方法を検討する際の留意事項といたしまして、現時点では情報の提供のみを直接的に求められると非常に抵抗が大きい。なので、情報の利用イメージ、サービスとか、そういうイメージとリンクさせるということが必要かと思えます。

それから、これは別の調査結果ですが、先ほど所有権というお話がありましたが、提供した後の個人による消去権とかアクセス権というのも、個人はかなり重要視しているというのも見えています。

それから、2つ目といたしまして、先ほどの対価の直接的便益と間接的便益というところがありましたけれども、その便益のあり方というのは、個人の属性とか特徴に応じた対応というものが必要になってくるのではないかと考えております。

これは、下に分析の結果の例を3つ載せておりますけれども、投影のみの資料で恐縮ですが、試行的な分析として、絶対に情報を渡したくないというNG層というのは、どういう要因でNG層になっているのかというのを分析した結果です。これを見ますと、直接的便益は嫌だという層と、間接的便益は嫌だという層がきれいに分かれておまして、嫌な人たちの属性がちょっと違う。その結果を投影のみの資料でお示ししておりますが、そういうものを踏まえると、戻っていただいて、このまとめの年齢が上がると間接的便益を志向するとか。あるいは、震災とかで個人情報を使ったサービスを使っていると、間接的便益のほうがいいと考えるとか、個人の特徴に応じて便益のあり方というものは違って来るだろうというのが見えてきたということです。

最後ですけれども、企業のプライバシー保護とかデータ流出や悪用への対策は、大前提としてあるというのを申し上げておきたいと思えます。

個別サービスについて見ますと、医療、健康、観光、交通のあたりが受容されやすい分野ですし、年代で言いますと、10代、20代と60代。

それから、もう一つのポイントとしては、利用経験がある。利用経験がない人は、なかなか利用してもらえないというのが見えてきたということです。

以上になります。

○安念主査 大変興味深い知見をいただき、どうもありがとうございました。どこの世界でも食わず嫌いというのはあるのかなという気がいたしました。

次に、技術面のインプットについてでございます。前回の論点整理でも、同意の管理のための仕組みについて御議論いただいたところでございますが、それと関連いたしまして、「PARMMIT/APPMの概要について」、株式会社KDDI総合研究所 平林様から御説明をお願いいたします。

○平林様 KDDI総合研究所 平林でございます。

私からは、個人を軸とした情報のコントローラビリティに関する技術を、総務省さんの研究開発プロジェクトとして進めておまして、この会でもPPMというお話しが出ていたと思いますが、さらにそれを高度化した技術を私どもとして開発しております。その概要に絞ってお話しをさせていただきたいと思えます。

<資料2-2：2ページ>

PARMMITそのものは、そこに書いてありますように、IoTのプラットフォーム間の連携、高機能PPM、データの転送管理技術という技術要素から構成されています。

その一方で、このプロジェクトそのものは、先ほど真野さんからも御指摘がありました

ように、国際標準化の貢献が義務づけられておりまして、oneM2Mの標準化に貢献しています。

その他に、私どもは、関連活動としてITU SG17の副議長を務めております。また、ISO SC27においては、ここに来ておりますが、ユーザーセントリックなパーソナルデータの取扱いのフレームワークについて昨年10月に提案し、この2月にニューワークアイテムとして了承され、エディターを務めることになりました。私どもとしては、このような形で国際貢献もしていく考えでおります。

<資料2-2：3ページ>

このスライドはAPPMという概念を示しております。APPMというのは、先ほど言いましたように、アドバンスドなPPM。では、PPMとは何なのかと言いますと、プライバシー・ポリシー・マネジャーと言ってみたり、プライバシー・プリファレンス・マネジャーと言ったりしていますが、これは視点の違いです。事業者から見るとポリシー・マネジャーです。個人からするとプリファレンス・マネジャーになります。まず、データ流通のためには本人の同意とそれに基づく制御が必要です。これらをプラットフォーム間でも一手に一元的に管理する、制御するものがAPPMです。

また、この図を見ていただくとわかるとおり、データそのものにはタッチしておりません。保管もしていません。あくまでも遠隔から制御・管理しているというものでございます。

さらに、私どものAPPMは付加機能として、IoTのデータがどこに流れていったのかをトレースできる。そういったトレーサビリティ機能。それから、先ほどもお話が出ておりましたが、データの完全性検証機能。要は、このデータはどこがオリジンか、ハッシュ値によって検索することによって、どこで生成されたのかを見つける機能を持っております。

そのほか、リアルタイムのアプリケーションに適用できるように、トランザクション処理を高速化するという機能も具備しております。

<資料2-2：4ページ>

APPMを先ほど一元管理するというお話しをさせていただきましたが、APPMのもう一つの効用と言うべきことを参考資料として提示させていただいております。今まで同意という話をしておりますが、多くの方はどこかの同意サイトのことしか意識しておられません。でも、ユーザー視点から言いますと、今後、数十カ所、数百カ所で同意が求められます。それぞれウェブサイトが用意され個別に管理するとしたら、ユーザーは覚えていただけますでしょうか。いつ、どのような同意をしたかわからない、少し過激に申し上げると、いつ書き換えられても分らない状態というのは、本当に健全な同意とは言えないと私どもは思っております。

そういう意味では、ユーザーセントリックな、自分自身のポータルサイトによって一元管理して制御するという仕組みが必要ではないか。これがAPPMのもう一つの必要性と言える側面でございます。

<資料 2-2 : 5 ページ>

ここに書いてございますのは、時間の都合でスキップしますが、APPMはリアルタイムデータも取扱いますということと、アーキテクチャに依存しませんということが、ここで述べたかったポイントです。

<資料 2-2 : 6 ページ>

それから、APPMの効用についてまとめてみますと、何と言っても、消費者自分自身による自分の情報のコントローラビリティの確保という側面が一番大きいと思っております。

一方で、事業者視点でいいますと、自分たちが得た情報が適法に入手できたということが、このAPPMによって証明されるというところで、健全性の証明、内部統制上の証明といったところも寄与できるのではないかと考えております。

<資料 2-2 : 7 ページ>

最後のスライドでございますが、APPMを社会実装しようというのと、たくさんの課題がありまして、きれいごとだけでは実際のビジネスは回りません。そういったところがございます。私どもとしては、いろいろな先生にも御指導、御鞭撻いただきまして、まとめているところですが、主要な課題は3つあります。APPMの制度的な担保のあり方。それから、技術の協調領域と競争領域の棲み分け。それにビジネスモデル。これら3点が相互に関連しています。独立のようで関連していることがありまして、三位一体で検討する必要があるかと思っております。

今後、ユーザーセントリックな情報コントロールの仕組みが必須となりますと、パーソナルデータを直接処理するサービサー機能とAPPM機能は、先ほど言いましたように少し分離せざるを得ない。一緒にしてはいけないとまでは言いませんが、少なくとも運用管理体制上は明確に分離しないと、我田引水の、要するにユーザーに対して、あなたの味方ですよと言いながら、裏で何か悪いことをしてしまうということができてしまうので、そこは明確に分離しなければいけないという点があります。

明確に分離するためには、どういう基準が必要なのか。適切な基準。私は、完全に分離しろと言っているわけではなく、1つの企業が2つの機能を持っても構わないのですが、そこは明確に分ける必要性があって、明確というのはどこまでが明確なのか。どういうアプリケーションは分離すべきかなど、その辺はきちんと議論しておかないといけないのかなと思っております。そういう意味では、その部分での認定制度というのが私は必要かと思っております。

あとは、消費者にとってユーザーセントリックな仕組みは非常にありがたいのですが、その一方で、幾つものユーザーセントリックなAPPMが乱れてしまうと、事業者からすると、どこと連携すべきと悩んでしまいます。場合によっては、サービサーとAPPMの連携態勢が幾つもできてしまうという、先ほど話題となったDFFTのような自由市場ではなくなってしまう。ある程度引きが強いところがブラックホール化してしまうことにもなりかねないというところで、APPM機能というものは標準化しておかないといけないというところがあり

ます。

でも、もう一方で、現実社会としてAPPMが突然あらわれても受容していただきません。これは、普通に考えると、サービサーがPPMを展開して、自分のところのサービスとして、まず個人情報をちゃんと守りますというところから始まっていくのが初期段階だと思っております。現に、そのとおり、各企業も、そのようにそれぞれ運用しているわけです。

ただ、今後のDFFTのようなことを考えると、いかにスムーズにAPPM運用に切りかえられるかということが重要で、APPMへの移行に配慮したPPMの運用ガイドラインというものを早期に提案していくべきかなと思っております。少なくとも、そのための国際標準化という作業はやっていくべきだろうと思っております。現に、eメールのように、皆さん、別に制度がなくても運用できているものがあります。その辺の国際標準化という活動というのは極めて重要になってくるのかなと思っております。

あと、ユーザーセントリックなAPPMのコストを負担するのは誰なのか。ユーザーのためのプライバシー保護なので、本来はユーザーが負担すべきです。ただ、そんなことをやっているとデータ流通は停滞してしまいます。多くの企業の皆さんは、PPMを今までのCRMの延長で考え、CRMへのわずかなレトロフィットだけで運用しようとしてしまいます。このままではPPMが乱立してしまい、先ほど申し上げたようにユーザが管理できない事態になりますので、将来の姿としては余り好ましいことではありません。そういった意味で、APPMを目指すべきだというガイドラインを早期に示すとともに何等かの助成制度を展開していくことが重要であり、こういった場で御議論いただければと思っております。

私どものほうの御説明としては以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。いろいろ課題があることがわかりました。

それでは、事務局から視点2について、データ流通・活用ワーキンググループ論点整理（案）の御説明をお願いしたいと存じます。

○吉田参事官 時間もなくなってまいりましたので、なるべく簡潔に御説明したいと思います。視点2、個人が安心してデータを活用できる環境整備についてです。これも、項目に関しましては、前回御議論いただいたものをそのまま踏襲してございます。

<資料1-4：10ページ>

1つ目は、データ活用に関する個人の不安・不満の低減のための方策ということで、先ほどホワイトリストというお話がございました。個人・データ活ユーザー双方のコンセンサスが得られる「受容されやすいデータの活用方法」を検討する際の留意事項（案）というものの、今回、高口先生から御紹介いただいたものです。これは、あくまでも今回の調査に基づくものでございますので、これを今後さらに発展させて、利便性が高く個人に受容されるユースケース、それから受容されやすいデータ活用方法の範囲が広がって、それを共通のものとして使われていくといったことが重要なのではないかということに記載させてい

ただいております。

<資料1-4：11ページ>

それから、次のページのデータ活用に関する個人の不安・不満の低減のための方策で、同意を行っていただければ、そこから先のデータ活用ができるということに関して、利用規約が非常に長文であったり、同意しないとサービスが利用できない等の理由によって、必ずしも理解・納得しないままに同意ボタンを押してしまうことに関して、何らかの方策が考えられないかという問題意識でございます。

2つ目のポツのところで、同意のとり方、管理の仕方に関しては、認定の世界でございますけれども、IT連の基準や、企業での検討中のサービス／実証実験における取り扱いを踏まえて、パーソナルデータの活用一般に適用可能な、本人の同意の及ぶ範囲において安心してデータを活用できる環境を提供するための要件を明確にしていきたいということで、ここから先の論点につながってまいります。

最後のポツのところは、個人の受容性確保の観点からすると、事後の法的対応についての情報整理・周知に関しても、きちんと整備する必要があるのではないかということに記載してございます。

<資料1-4：12ページ>

12ページは、認定の中で、本人に対する情報提供といった観点から、どのようなことが記載されているのかについて青字で示したものです。御参考までにごらんいただければと思います。

<資料1-4：13ページ>

ここから先が、先ほどユーザーセントリックという話がございましたが、「個人を中心としたデータ活用」のための環境整備ということを検討していく2-2の章でございます。ここは、個人を中心としたデータ活用というのは、個人によるデータのコントロールビリティであろうということだけ書いてございまして、14ページに進んでまいります。

<資料1-4：14ページ>

14ページでは、これも前回議論いただきましたが、データコントロールビリティを担保するために、同意に関して、本人に対する適切な情報提供によって同意の対象範囲を明らかにして、データコントロールビリティを確保する取組が重要ではないかということをお3つ目のポツに書いてございます。

その基準として、4つ目のところで、これも前回御紹介しました、電気通信事業法における通信の秘密に係るデータの活用。これに関する通信当事者の同意の有効性確保に関する検討。これを先行的な検討として、①対象・提供先の情報提供、②オプトアウト、それから③同意しない場合に生じる不利益、④本人への周知といったものに関して、適切に情報提供するということが、本人のデータコントロールビリティの確保につながるのではないかということに記載してございます。

今の認定の指針あるいは認定基準の中では、ユーザビリティの確保の観点から、データ

倫理審査会において審議するという事になってございますけれども、こういったものに関して、今後の事例の積み重ねによって、明文化できることは明示していくような仕組みが考えられないかという問題提起しています。この最後の認定基準での取り扱いに関する問題提起は、この先も幾つか出てまいりますけれども、基本的に同じような文言になっておりますので、後ほどまとめて御議論いただければと思います。

<資料1-4：15ページ>

それから、データコントローラビリティの及ぶ範囲に関してでございますけれども、ここでは先ほど総務省から報告のありましたデータの二次利用に関しての検討を整理してございます。

二次利用に関しては、現時点で現行法上可能なものとして、二次利用とは言えないものも含めてですけれども、3つのパターンに分けています。下の図で個人がデータ活用者Aだけではなくて、その先の活用者Bへの情報提供に関して、全て個人が同意している場合。それから、データ活用者Aまでは同意しますけれども、AとBの間が共同利用になっている場合。それから、AとBの間が委託になっている場合、それぞれについて、次のページで現時点での整理と論点を記載したものです。

<資料1-4：16ページ>

個別同意に関しては、まず全て、AとB、どちらにも同意する場合に関しては、個別同意の場合はデータ提供先が明示されますので、その時点において、特に問題なく同意がなされると考えられるのではないかと。ただし、その先の二次利用先が追加される場合については、論点になるのではないかと。

包括同意に関しては、その時点で予測される二次利用先に関する情報をどこまで提供することが望ましいかといったことが論点になるかと思えます。

それから、共同利用に関しては、これは現行の個人情報法上、整理されているものでございまして、ここで例えば100%子会社である等、十分な支配力が及ぶ団体での活用、あるいは一定の信用力が担保された団体間での活用において、この仕組みを活用することは、法律上、予定されていると思えます。ただ、実際、この共同利用の仕組みが進まない一つの理由として、一次利用先の活用者Aの風評リスクの警戒によって躊躇する可能性も想定される。こういったことに関して、もう少し議論が必要ではないかということで、青字で示してございます。

それから、委託に関しては、契約に基づいてデータを提供するという事は当然あり得ることであり、今後も継続して活用されるべきではないかということを書いてございます。

この3つのポツが、二次利用に関する議論でございます。

あと、同意の撤回に関して、これも前回書いたことをそのままなぞっております。データの利用停止というところまで確保する必要があるか。この辺は、もう少し御議論いただきたいということで、青字にしております。

あとは、将来的に二次利用も含めて、複数のデータ保有者がデータを流通する場合の、

個人の情報コントロール性が確保される技術的な方策、例えば同意をデータ活用者が確認して、本人に戻すためのプロトコルを講ずることも、我が国発の情報銀行モデルの発展に必要ではないか。これは、先ほどのAPPMの話にもつながると思いますし、座長の先ほどのアーキテクチャとおっしゃった問題意識にもつながってくるのかなと思います。

最後のところは、先ほどの繰り返しでございます。

<資料1-4：17ページ>

次のページは、個人情報保護委員会のQ&A等の抜粋です。御参考までです。

<資料1-4：18ページ>

18ページ目は、データ活用者側でデータポリシーを変更した場合の個人情報の保護方策。ここに関しても、例えば認定制度の中で一定の評価ができないかといったことを問題提起させていただいております。

<資料1-4：19ページ>

2-3の19ページは、先ほどプレゼンテーションがあったAPPMのような個人の同意を取得・管理する機能に関しても、利用者のユーザビリティ向上の観点から、例えば認定制度の中で評価を行い、個人に明示するような仕組みが考えられないかという形で問題提起してございます。

<資料1-4：22ページ>

飛ばして、22ページ、ここが先ほどの森先生からの御発言に若干関係ある話でございます。ソーシャルプラグイン、サードパーティCookieなど、本人の理解が十分でないままに同意がなされてしまう。これに対して、総務省の検討でも議論がされておりますけれども、同意に加えて、十分な説明を講ずること、あるいは透明性の確保の方策によって、データコントロール性を確保することを検討する必要がある。ここまでは、恐らく議論がされていたことではありますけれども、具体的に、例えばこの透明性の確保でどういことが考えられるのかといったことに関して、もう少し皆様のお知恵をいただければと思ひまして、青字で記載させていただいております。

<資料1-4：23ページ>

2-5は、1つ異なっております。要配慮個人情報を含めたデータ利活用。これも、前回御議論いただいた中身を踏まえて書き直したものです。要配慮個人情報に関しては、要配慮個人情報だから使わないということではなくて、保護と活用のバランスを図れるのではないかとしたこと、そのために活用条件を明確化することが必要ではないかということ、2つ目のポツで示してございます。

例として、医療・ヘルスケア分野、医療情報が要配慮情報でございます。ここは、PHRとして患者本人に蓄積・提供されるようなデータとして、健診情報、検査データ、あるいは生活データ、バイタルデータといったものが考えられますけれども、こういったものに関しては、例えば医療機関での活用や、医療機関が推奨するような健康サービスでの活用といった形での限度を設けるような明確化といったものが考えられるのではないかと思ひ

ています。

この点、経済産業省のほうで既に検討が終わってございますけれども、ヘルスケアIT研究会の取りまとめで、非医療機関、ここで言う場合のPHR事業者の信頼性の可視化のために、認証制度が民間において提供されるよう求められているということで、こういった取組も参考にして、一定の基準以上の信頼性を確保した事業者によるサービス提供など、活用条件の明確化といったことで、保護と活用のバランスを図ることが考えられないかということの問題提起させていただいております。

<資料1-4：24ページ>

次のページは、経産省の報告書でございます。

<資料1-4：25ページ>

25ページは、スコアリングの話でございます。スコアリングに関しては、このワーキングでも紹介されて、特に中国での活用を念頭に、懸念も示されたところでございます。

他方で、2つ目に書いてございますけれども、こういったことによって、個人の信用力が可視化されて、信用力をポータブルにするといったことも可能になるということで、フリーランス向けの活用とかシェアエコノミー分野での活用が期待できるということでございます。

ただ、この信用スコアに関しては、3つ目のところですが、ここに書いてあるような懸念が指摘されているということで、それに対する対応ということで、先ほど総務省のほうの紹介もございましたけれども、まさに議論されているところで、ここはそこまでの記述にとどめています。

以上が視点2です。主に、これも青字で示させていただきましたけれども、まず、二次利用のところは、一般的にデータコントロールビリティが及ぶ範囲については、議論を深めていただきたいと思います。

それから、いろいろな個人のデータを実効ならしめるための方策に関して、利用者にわかりやすく明示するための仕組みといったものに関しては、2-3のデータコントロールビリティの一番下のところですか、活用者側のデータポリシーの変更のところですか、個人の同意管理下のPPMの同意管理のあり方、こういったところに、今後の方策として、個人に明示する仕組みが考えられないかということに記載させていただいておりますので、この点について、まとめて御議論いただければと思います。

<資料1-4：26-27ページ>

あと、恐らくこの後の意見交換のところ、第1パートも含めた議論になるかと思しますので、そのときの御参考用に、基本的な考え方ということで、全体を通しての概要というものをまとめさせていただいております。まずは、この視点2について御議論いただきたいですけれども、最後に全体に戻ったときに参照いただきたいということで用意しておりますので、これは後ほどごらんいただければと思います。必要に応じて、こちらからも御説明いたします。

以上です。

○安念主査 では、一応視点2について御議論いただき、全体でも結構でございます。いつもながら私の取りさばきが悪くて、あと15分しか時間が残っておりませんが、できるだけたくさんの方に御発言いただきたいと思いますので、その点、御協力いただければ幸いです。どうぞ、どなたからでも。

どうぞ、松本先生。

○松本構成員 きょうは、円卓の前に厚労省の人がいないので、私は発言しないで済むのかと思っていましたけれども、陪席している人に関係者がいることを信じてお話ししたいと思います。

今まで情報銀行的なものに対して、個人から情報を託すとか、それを出すというお話がありましたけれども、その情報のやりとりのスピードというものについて、何も議論がされていなかった。私は急性期医療の医師ですので、実際に遠隔診療の実験等をやってみますと、リアルタイムにその方が持っているバックグラウンドの情報が欲しいということが多々あります。

そうすると、その方が今、厚労省の計画しているマイナンバー、マイナポータルからわかる情報で急性期の医療でわかるとすれば、本人が処方されている薬が一番参考になるということで、あとは間接的に後でわかればいいという情報が多いのですが、そういう意味で、リアルタイムにその方が例えば健康アプリを使っている、あるいは自宅で控えてあった血圧とか脈拍とか、それから人間ドックの結果で心電図というものが即座にわかれば、遠隔診療では一番確かな対面診療にかわるものができる。

そういう中で、問題は、本人の意識がないとき、マイナンバーもわからない。そうすると、この入り口のところで、マイナンバーだけでなく、指紋とか顔認証とか、そういうものも必要だと思いますので、ぜひ入り口のところの整理を医療の人間としては期待しております。それと時間ですね。リアルタイムにその場でできるということを期待しております。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

矢作先生。

○矢作構成員 実は、まさにしゃべろうと思ったことを先を越されてしまいまして、せっかくなので、もう一つお伝えしたいことは、まさに時間というリアルタイム性と情報の組み合わせ。これは、視点1とどうしても重なってしまうことだと思うのですが、正直、個人からしてみると、日本企業だろうが、世界の企業だろうが、どこだろうが、最高

のサービスを受けたいわけですね。これからは、確実に瞬間的に今の僕が欲している飲み物が、お茶じゃなくてスタバのコーヒーだということがわかって、すばっとここに出てきてもらいたいという状況ですね。という情報が欲しくて、それをとりに行ったところが僕にとって一番便利なわけです。

これは、実は今、まさに松本先生がおっしゃった内容にもつながるのですけれども、今、例えば目の前で倒れられた方が、脳梗塞によるものなのか、心筋梗塞によるものなのか、これがわからなかったら、そもそも提供するサービスはどうしようもない。加えて、その情報が古かったり、ゆがんでいたりしたら、これは全く意味をなさないわけですね。健診のデータはありました。ついおとといまで、主治医の先生に診てもらっていた。どっちの情報が欠けても、もしかしたらその人は救えないかもしれない。加えて、連れていった先が、脳梗塞なのに脳外科の先生が一人もいない。でも、これは残念なことに、今、日本国内に実際にまだまだ起きてしまっている事実なのです。

あえて、医療の内容というのは非常にわりやすいので、こうやって出しますけれども、別に要配慮だからどうこうではなくて、サービスそのものでもそういう時代になってきているときに、何で視点1かもしれないと申し上げたかということ、基本的には、流通できる環境は、僕は必須だと思います。極端な話、日本という国でサービスを何か提供しよう、あるいはデータビジネスをしようとしたときに、あらゆる情報にリーチはできる。

ただし、視点2です。僕は、自分の情報を全部、どこにでも提供してもらっても構わないという人間かもしれないですけども、一方で私の妻は一切出したくない。結果として、救える命も救えないというのは、場合によっては言葉は厳しいし、不適切かもしれないけれども、それは半ば自己責任ですね。という環境が、つまり日本という国におけるデータビジネス、あるいはチャレンジしようとする企業たちは、ここほど個人が安心して安全で、加えて世界最高のサービスの勝負ができるようなところはないという視点に立って考えていけないといけないのではないかと、きょうの視点1、視点2のいろいろな情報をいただきながら、改めて考えさせられました。

その中で、例えば、先ほどオーナーシップの話もありましたけれども、これも0、1じゃないと。例えば、通信の中でのログです。これは、その環境を整えたところがなければ何も始まらないわけだし、一方で、実際に僕がそのサービスを使わなかったらスタートしない。ある意味、フィフティー・フィフティーな感じがするわけです。

一方で、僕がこの伊右衛門のほうがお〜いお茶より好きだということは、これは僕の個人的な感覚なので、これは僕のものだという、要するに0、1じゃない議論もしっかりと埋め込んだ上でやらないと、非常に危ういなというところはあると思うのですね。そういった視点で、原則は個人があらゆる自分の情報を制御できる、先ほどのAPPMのようなものというのは非常に便利だなと。

個人的には、あるいは技術的にはこれは当然できて当たり前だと思ったのが、アメリカで臨床実習したときに、銃で撃たれた人が、右手を撃たれたのに、7つのサインをしない

と救急の現場で治療を始めないというドクターがいたのです。これはおかしいじゃないかということとその当時感じたことがあったわけです。事前にそんなことを登録していれば、あるいは保険会社と情報共有されていれば、そんな必要はないわけです。

これは極論の話をししましたけれども、一般のサービスでも起き得るだろうという意味では、そういった構造を持った同意というものは最初に必要であると同時に、これは医療の中でも、患者説明ということがすごく重要なのですけれども、先ほどの理解度というのも必須だと思うのです。いつ、どのタイミングで腑に落ちるかというのは人それぞれであって、それによって同意の主体あるいは撤回といったものは、常に変化し得るものだといいことを踏まえていかないと、根底にあるトラブルというのはほとんどここなのです。

これはよく医療現場でも起きるのですけれども、患者への説明義務は果たしたのだけれども、それ、イコール同意だと思っているドクターは結構多くて、いや、違うと。全く理解しない場合は、説明義務だけ果たしていて、実際には患者側は理解できていないということ、当然起き得るわけです。とすると、そこは理解しなかったということは、実は同意していなかったのだけれども、説明は受けたというサインだけして終わっていたということは実際あるわけです。

これは、不動産にしても、金融商品にしても、重要事項説明書のようなものはまず読まないですけれども、少なくとも丁寧に説明しなさいということになっていると思うと、この部分というのは、理解度という非常にシンプルなだけれども、わかりにくいところを含めてやらなければいけない。

ただし、これは恐らく僕の個人的な感覚からすると、実際にそういう技術に携わっていることもあるのですけれども、APPM的なものがより高度になってくると、そのトレースしていくログをとっていくと、この人は大体どこまで理解できているかということがだんだん見えてくる時代がそんなに遠くないはず。多分、これは正直、10年先ではなくて、ここ数年のうちにそれはできるのではないかということは、感覚的には見えていますけれども、そういったことを含めて、データ流通というキーワードをどう整理していくかということは、改めてここで議論しないといけないのかなと思いました。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

では、松岡さん。

○松岡構成員 私の考えているような感覚が、高口先生の調査で裏づけされて、やはりと思いました。自分が納得できるというか、どういうことに使われるのか。それが自分だけではなくて、社会的にも利益があるのかどうかということは、情報提供する側にとっては非常に重要なことなのですね。わかっていないだろうと思わないで、そういうことを何に使えば、どういう変化が起こるのか、社会的にどういうことが起こるのかということの提

供をどんどんしていただきたいと思います。まだ嫌だと言う人は絶対たくさんいるわけですが、その嫌だの感覚が、もうちょっといろいろなことを知れば変わってくると私は思っております。

このAPPMという仕組み、なかなかいいなと思ったのが、結果的には難しい問題がいっぱいあるということをお聞きしまして、まだ先がちょっとあるのだなと思いました。頑張っていたきたいと思います。

私、つくづく思うのですけれども、情報の利用のされ方とか、自分の情報の管理はどういうふうにしなければならないとか、情報提供が必要な場合があるということを国民に対して、国として教育していただきたいなと思います。割に欧米は、あなたはこういうことをしなければならない、あなたはこういう義務がありますとか、すごくコンパクトな表現で出しているものがある分野があるのですね。ですから、何かそういう学校教育の中で長々しくというよりも、あなたの情報はこういうふうに管理してくださいとか、こういうことは大事なことですよとか、こういうふうにあなたの情報提供は役に立つのですよということがコンパクトにわかるような表現を考えていただきたいなと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

根本さん。

○根本構成員 今の話と大分重なるところがあるのですけれども、アンケートの結果を拝見して、何でもNGだという2割の層。要するに、現代社会では仙人みたいな生活をしていない限り、そうならないはずなのですが、要は、どういう社会に生きているか、どういう扱いがなされているかというリテラシーの問題が、結局は一番ハードルになっているということを改めて印象づけられました。

登記簿謄本みたいなものを見れば、個人情報なんてパブリックドメインになっていることでもありますし、車のナンバーがわかれば、所有者・車種等々はほぼパブリックドメインになっているという状況が、現在の日本においては当たり前の状況なのだと思います。恐らくは理解されないままの状況になっているというのが一番重いかなと思っておりまして、その部分のリテラシーを高めることから始めないと、データ活用できる環境と言ってもという気はいたします。

それから、矢作先生がおっしゃったように、データとサービスのリンクは、同時にデータを提供しない限りサービスは受けられませんよということは徹底すべきだろうと思っております。無料で何でも提供しろというのは、別の何かを必ず得ている形になりますので、何らかの対価は支払う形ですよということも理解していただかないといけない。そういうリテラシー部分の話から説き起こさないと、これはちょっと問題が解決しないなというのが半ば感想でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

では、ごく簡潔に。

○原構成員 時間も無いのに済みません。

1つだけ。論点2-2の個人を中心としたデータ活用の概念の明確化において、環境整備という意味では、データのコントローラビリティが中核になると思います。ですが、取りまとめをするときに、この点だけに集約すると少し危険かなと思っています。私は人間中心設計やサービス設計の立場の人間として、その観点で言うと、データのコントローラビリティと必ずセットで議論していかないのは、先ほどから話になっているように、個人から見た評価、認識、判断の仕方、あるいはそれらをもう少し限定した言い方である受容性です。

ですので、論点2-2での個人を中心としたデータ活用と言うときには、技術的な面、環境整備の面もちろんあるのですが、一方で、個人にとっての便益・不利益の話や、何が直接的な何が間接的な便益かというデータそのものも刻々と変化していくという点が大事です。間接的な便益は、多分突き詰めれば社会貢献になるのでしょうか。また、さらに10代が高い受容性を示している様に、個人の利用経験の観点も関わってくるでしょう。

なので、繰り返しですが、最終的にデータコントローラビリティに落とし込む形で良いのですが、その前段では、新たなサービスに伴う個人の変化が両輪の片側にあるということです。今後、コントローラビリティの議論を改めて深めるときには、常にそのことを忘れずに立ち返ることが必要かなと思いました。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

橋田先生、森先生でいきましょうか。

○橋田構成員 簡単に。

高口先生の調査、ちょっと信じられないような気がしたので確認したいのですけれども、①は、自分のためじゃないのにデータを提供するという話で、②は、自分向けのサービスのクオリティを高めるためにデータを提供するということですね。そのときに、例えば今にも死にそうなときに現在飲んでいる薬とかのことを医者に言わないというのは、私としては信じられないのですけれども、この2割の方というのはどういう方なのですか。

○安念主査 それは先生御自身から。

○高口様 これは、単純に、あなたに一定の金銭を渡しますので情報提供してられません

かと聞くと、絶対嫌だと。本当に1000万円でも嫌かどうかはわかりませんが、大体こう聞くと、一定層は、理解していないのか、そのときの感情なのかで嫌と言うというのは、これはほかの調査でも、日経の調査だと4割となっていますけれども、そういう回答の瞬間はそういう気持ちになっているということだと思います。

○橋田構成員 自分のための医療に使うデータを提供するのも嫌だと、②に関して答えられているのですか。

○高口様 ②もそうです。こういうサービスにあなたの情報を使ってサービスを提供するというのはどう思いますかということで、利用したくない。それが2割、医療だったらいい。

○橋田構成員 聞き方がまずいような気がする。

○安念主査 そうかもしれません。
どうぞ。

○平林様 私どもの調査でも、エアバッグを開いたとき、自車位置を知らせることすらも嫌だというのが2割います。お医者さんの場合とちょっと違うかもしれませんが、そのぐらい、危険な状態にもかかわらず、本人の情報を出したくないという方がいらっしゃるというのは、私どもの調査でも2割います。

○高口様 橋田先生の聞き方が悪いという御指摘は大変重要で。ですから、逆にどういう聞き方をするかで、同意する、しないが、人間というのは変わってくるというのが、いろいろな調査の結果から見えていると思います。

○安念主査 長々とリアルなシチュエーションを説明したような質問文はつくれないですね。たくさん質問項目があるわけだから。わかりました。

どうもありがとうございます。

森先生。

○森構成員 では、手短かに。

今回、2-1から2-5まで非常にいいことを書いていただいていると思うのですが、ユーザーの信頼を確保してデータ流通を推進するのだということだと思うのですが、書き方として、個人情報保護法との差分を意識して書いていただいたほうがいいかなと思います。

例えば、2－3、18ページだったら、これはデータポリシー変更の際の個人情報保護方策ということですが、何か変更があった。利用目的の変更だったら、これは法律上、同意が要りますよ。それ以外の変更についても、データ推進のためにはこうだとか。例えば、利用停止請求というのでも、これこれ、こういう要件のもとでは、個人データについては認められているけれども、データ流通推進のためには、こういうことは望ましいみたいな書き方をしたほうが良いと思います。

○安念主査 ありがとうございます。なるほど。

もう時間になってしましまして、本当に申しわけございません。

それでは、いつもでございますが、閉会に当たり、三輪政府CIOより一言御挨拶いただきたいと思っております。

○三輪政府CIO では、簡単に。

皆さん、きょうもどうありがとうございました。データ流通とか個人の安心な環境に向けた論点整理がさらに議論できたと思っております。

いつも私は個人的な興味で発言して申しわけないのですが、こういう論点整理とか環境整備を踏まえて、私がどうしても興味があるのは、日本の企業はこのデータを活用して、実際にどのようなビジネス展開をするのかということです。この場ではないのかもしれないですが、チャンスがありましたら、これについては、政府がビジネスでGAFAsと闘うわけではないので、できれば企業の皆様から今後ぜひお聞かせいただきたいと思っております。そうすることによって、政府側がやらないといけなことがわかりやすくなるかもしれませんので、そういうことを考えております。

最後に、5月が取りまとめになりますので、次回が最終の会合となります。きょう、いただいた意見を整理して取りまとめ案を反映したものを用意しますので、さらに御意見をいただきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○安念主査 どうもありがとうございました。

まだ言い足りないことも多々おありと思っております。ぜひ事務局にメール等でお知らせいただければと存じます。

それでは、事務局から御連絡をお願いします。

○吉田参事官 本日は、どうもありがとうございました。

いただいた御指摘を踏まえて、最終的な取りまとめ案を次回、御議論いただきたいと思っております。

次回会合は5月中旬を予定しております。日程が決まりましたら、また事務局より連絡

させていただきます。

○安念主査 本日も活発に御議論いただき、ありがとうございました。
本日はこれで閉会いたします。